

病院倫理委員会規程 概要

第1条 目的と設置 診療行為等(研究を除く)の倫理性(臨床倫理)の保持と促進に必要な検討や助言等を行うことを目的とし、センター病院に病院倫理委員会を設置する。

第2条 所掌事項

- ◆ センターの診療行為等に係る倫理基準、院内指針等の作成と見直し
- ◆ 臨床倫理の広報・啓発・教育活動
- ◆ 診療行為等の倫理的検討事項や、臨床倫理上の問題への対応と助言、指導 その他
 - 含まれるもの(ただし、他の委員会の取扱い事項については、審議依頼があった場合や、報告を受けて疑義が生じた場合。研究は研究倫理審査委員会等が所掌するが、臨床研究法及び生命・医学系指針下の研究における高難度新規医療技術は対象とする。)
 - ・ 診療上の意思決定と治療選択(終末期医療、宗教的輸血拒否等)
 - ・ 移植、脳死 遺伝子診断・治療 生殖補助医療、胎児出生前診断
 - ・ 患者個人の診療目的での、通常診療の範囲を超えた医療行為等
(先進医療A、高難度新規医療技術、未承認・適応外医薬品・医療機器を含む)
 - ・ 患者個人の診療目的での、診療情報・患者情報等の取扱いと守秘義務 その他、必要事項

第3条 委員の構成等

- ・ 副院長1名、内科系診療部長1名、外科系診療部長1名、小児循環器・産婦人科部門部長1名、医療安全管理部医師1名、中央支援・診療・管理部門より1名以上、看護部(専門看護師等)1名、薬剤部から医療安全管理部配置薬剤師1名、医事管理部より専門職以上1名、医療社会事業専門員1名、オープンイノベーションセンター、研究所その他の病院以外の職員2名以上、研究倫理審査委員会委員(外部有識者)1名以上、その他必要な者若干名。
- ・ 病院長が選考。任期2年(再任あり)。委員長互選。

第5条 委員会の招集と議決 職員や患者等の求めに応じ、病院長が必要と認めた場合、委員長が招集。

年度1回以上開催。男女含む過半数出席(代理可)で開催。2/3以上合意で議決。原則非公開。

第6条 臨時緊急委員会 緊急を要する事案は、委員長又は委員長代理を含む3名以上の臨時緊急委員会を招集、全員合意により緊急議決。原則3日以内に委員会を招集し、事後合意。

第10条 倫理コンサルテーション等 委員会開催の必要性を含めて、予め本委員会メンバーを中心に行う倫理コンサルテーション、重症回診チーム等の意見を求めることができる。

第11条 庶務 事務は臨床倫理室で行う。